

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三十四条まで（現行のとおり）</p> <p>（低公害・低燃費車の導入義務）</p> <p>第三十五条 自動車の使用者（自動車の賃貸等を業とする者にあつては、所有者とする。）のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、次に掲げる区分の割合を、それぞれ規則で定める割合以上としなければならない。</p> <p>一 事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車（知事が別に定める自動車に限る。次号において「特定低公害・低燃費車」という。）の台数の割合</p> <p>二 事業の用に供する自動車のうち規則で定める乗用車の台数に対する特定低公害・低燃費車のうち知事が別に定める乗用車の台数の割合</p> <p>第三十六条から第六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第十三まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三十四条まで（略）</p> <p>（低公害・低燃費車の導入義務）</p> <p>第三十五条 自動車の使用者（自動車の賃貸等を業とする者にあつては、所有者とする。）のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、その事業の用に供する自動車の台数に対する低公害・低燃費車（知事が別に定める自動車に限る。）の台数の割合を規則で定める割合以上としなければならない。</p> <p>第三十六条から第六十五条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第十三まで（略）</p>